〇観音寺市公害防止条例 平成17年10月11日条例第115号 観音寺市公害防止条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 規制措置(第6条—第15条)

第3章 補則(第16条—第19条)

第4章 罰則(第20条—第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令及び香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号。以下「県条例」という。)に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、人間尊重を基調とし、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するものであり、事業活動等に伴って生ずる公害の防止については、事業者等自身に社会的責務があり、市は市民保護の 責務を持つものであるとの原則に立って公害を防止し、市民の健康と良好な生活環境を確保することを基本理念 とする。

(定義)

第3条 この条例において「公害」とは、観音寺市環境基本条例(平成17年観音寺市条例第114号。以下「環境条例」という。)第2条第2項に規定するものをいう。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「騒音等」とは、騒音、振動、ばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、廃液又は悪臭をいう。
- (2) 「工場等」とは、公害を発生するおそれのある工場及び事業場であって、規則で定めるものをいう。
- (3) 「指定施設等」とは、工場若しくは事業場に設置される施設又は作業のうち、騒音等を発生し、又は排出する施設又は作業であって、規則で定めるものをいう。

(市等の責務)

第4条 市、事業者及び市民は、環境条例第3条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、公害の防止が図られるようそれぞれの立場において努めなければならない。

2 事業者は、法令、県条例及びこの条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として、公害防止について最大限の努力をすることを怠ってはならない。

(苦情の処理)

第5条 市長は、市民からの公害に係る苦情の申立てについては、迅速かつ適切な処理に努めなければならない

第2章 規制措置

(規制基準の設定)

第6条 市長は、公害を防止するため、騒音等について、法令及び県条例に定めがあるものを除き、その許容限 度若しくは構造又は使用管理上の基準(以下「規制基準」という。)を規則で定める。

(規制基準の遵守)

第7条 工場等又は指定施設等を設置している者は、当該工場等又は指定施設等に係る規制基準を超える騒音等を発生させ、又は排出させてはならない。

2 前項の規定は、一の施設等又は工場及び事業場が工場等又は指定施設等となったとき、現にその施設等又は工場及び事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、当該施設等又は工場及び事業場が工場等又は指定施設等となった日から6か月間は適用しない。

(工場等の届出)

第8条 工場等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その工場等の設置の工事の開始30日前までに、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業工程及び方法
- (4) 使用施設及び施設の種類並びに数量
- (5) 公害の防止方法
- (6) 工場等の位置図、配置図その他規則で定める事項
- 2 一の工場又は事業場が工場等となったとき、現にその工場又は事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該工場又は事業場が工場等となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、第1項第3号から第5号までの事項の変

更をしようとするときは、その工事の開始30日前までに、規則で定めるところにより、その変更の内容を市長に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、第1項第1号、第2号又は第6号の事項の変更をしたときは、その日から30日以内に、その変更の内容を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指定施設等の届出)

第9条 指定施設等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その指定施設等の設置の工事の開始 30日前までに、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 指定施設等の種類及び数量
- (2) 指定施設等の構造
- (3) 指定施設等の使用法
- (4) 指定施設等の位置図、配置図その他規則で定める事項
- 2 一の施設等が指定施設等となったとき、現にその施設等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設等が指定施設等となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、第1項第1号から第3号までの事項の変更をしようとするときは、その工事の開始30日前までに、規則で定めるところにより、その変更の内容を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、第1項第4号の事項の変更を したときは、その日から30日以内に、その変更の内容を規則で定めるところにより、市長に届け出なければなら ない。

(計画変更の勧告)

第10条 市長は、第8条第1項及び前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等 又は指定施設等に係る騒音等の発生又は排出が、規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る工場等又は指定施設等の構造又は使用の方法若し くは騒音等の防止施設の設置又は処理方法等に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。

2 前項の規定は、第8条第3項及び前条第3項の規定による届出に係る勧告について準用する。

(勧告)

第11条 市長は、工場等又は指定施設等がこの条例に定める規制基準を超えて騒音等を発生し、若しくは排出しているとき、又は発生若しくは排出するおそれのあるときは、当該工場等又は指定施設等を設置している者に対し、期限を定めて、工場等又は指定施設等の構造又は使用の方法若しくは騒音等の防止施設又は処理方法の改善等その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(規制措置の定めがない騒音等の措置)

第12条 市長は、この条例及び法令並びに県条例に規制措置の定めがない騒音等により、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係る騒音等を発生させ、若しくは排出させている者又はそのおそれのある者に対し、公害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第13条 市長は、第11条の規定により勧告を受けた者のうち、規制基準を超えて騒音等を発生させ、又は排出させている者が当該勧告に係る措置を講じないときは、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(改善措置の報告等)

第14条 前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置を講じたときは、速やかに市長に報告し、その検査を受けなければならない。

(事故時の措置)

第15条 工場等又は指定施設等を設置している者は、事故の発生により、規制基準を超えて騒音等が発生し、又は排出した場合及びそのおそれの生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 補則

(公害防止協定等)

第16条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、工場等又は指定施設等を設置している者若しくは 設置しようとする者との間に、公害防止に関する協定等(以下「協定等」という。)を締結することができる。

2 前項の規定により、市長から協定等の締結の申入れを受けた者は、この申入れに応じなければならない。 (報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等又は指定施設等を設置している者に対し、工場等又は指定施設等の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員に工場等又は指定施設等の場所に立ち入り、 騒音等の発生施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (環境審議会への諮問)

第18条 市長は、公害に関する重要な事項について、環境条例第20条に規定する観音寺市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

(罰則)

第20条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項から第3項まで又は第9条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しく は忌避した者

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の観音寺市公害防止条例(昭和47年 観音寺市条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この 条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成20年12月19日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。